

公契約締結事業者モニタリング
「評価結果報告書」

目 次

1．総評	P - 1
2．確認項目ごとの評価	P - 2
3．委託契約書の定めに基づく確認準備書類	P - 1 3

令和 6 年 1 2 月 4 日

報告者

東京都社会保険労務士会 新宿支部 支 部 長

公契約締結事業者モニタリング事業 主任監査員

監 査 員

監 査 員

1. 総評

東京都社会保険労務士会新宿支部は、公契約締結事業者モニタリング事業（以下、本事業という。）の委託仕様書に定めた確認準備書類の確認、並びに A 社（以下、事業者という。）に訪問したうえでのヒアリング（令和 6 年 1 月 12 日に実施）の結果に基づいて、以下の事項を評価しました。

労働条件の明示に関する事項	就業規則に関する事項
労働環境向上に関する事項	3 6 協定届に関する事項
労働時間管理に関する事項	賃金に関する事項
賃金支払に関する事項	従事者の賃金単価に関する事項
時間外割増賃金に関する事項	法定帳簿に関する事項
労災保険に関する事項	雇用保険に関する事項
健康保険に関する事項	厚生年金保険に関する事項
安全衛生・健康診断に関する事項	衛生管理者、産業医等に関する事項
下請負者の労働条件に関する事項	人員配置の確認に関する事項

新宿区安全安心パトロール隊業務（以下、本業務という。）における労務管理の状況は、全般的にみて適切であることを確認しました。ただし、法改正については適切な対応はされているものの、就業規則等の見直しがされていない事案（月あたり 60 時間を超える法定時間外労働に係る割増賃金率、育児休業・介護休業に係る改正事項に関する事案）がありました。また、所定労働時間のように、本社に勤務する労働者と本事業の従事者で異なる運用をしている事項が見られたので、これらについても就業規則等の見直しを行い、本事業の従事者に適用する労働条件を整理する必要があると認めます。

衛生管理の分野においては、定期健康診断の受診率が低く、衛生委員会は令和 6 年度になってから開催されていないという状態がみられました。本業務では、常態として労働者の心身に負荷がかかる深夜労働に従事させているので、労働者に定期健康診断の必要性を周知する等して受診率の引き上げを試みるとともに、衛生委員会において受診率の状況を共有したうえで受診率を引き上げるための検討をすることを推奨します。また、人員配置については、仕様書に基づいて本社に総括責任者、現場に連絡責任者を配置するとともに、午後 3 時から午後 10 時までを 12 名、午後 10 時から翌日午前 5 時までを 6 名の体制で適切に活動していることを確認しました。

上記のとおり、本業務の状況をみると、確認項目の一部に改善の必要が認められるものの、全体を俯瞰すれば現在は適切な状態にあると判断することができます。しかしながら、労務管理を取り巻く環境は時間の経過とともに見直されるものが多いので、事業者においては、引き続き適切な取組みの維持をお願い致します。

以上

２．確認項目ごとの評価

（１）労働条件の明示に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
1	労働条件通知書または雇用契約書の整備	A	
2	契約期間および有期契約更新の有無	A	
3	有期契約の場合、更新の判断基準、無期転換ルール	A	新たに従事者を雇い入れるときは令和 6 年 4 月 1 日施行の改正事項を明示した書類を交付することを確認した 調査時点では令和 6 年 4 月 1 日以降の雇入れがなく、改正事項が記載された書類を確認できなかった 【根拠条文等】 労働基準法第 15 条第 1 項等
4	就業場所および実際の状況	A	同上
5	業務内容および実際の状況	A	同上
6	始業、終業時間、休憩時間	A	
7	所定時間外労働の有無および実際の状況	A	
8	変形労働時間制、みなし労働、裁量労働制の有無	A	
9	休日に関する規定は、日数を定めているか	A	
10	休暇（年次有給休暇、育児介護休業等を含む）	A	
11	賃金額または賃金決定方法	A	
12	賃金計算方法、賃金計算期間、支払時期	A	
13	退職事由、退職手続	A	
14	解雇事由、解雇手続	A	
15	昇給の有無、賞与の有無、退職手当の有無	A	

(2) 就業規則に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
16	労働基準法が定める就業規則における、法定の記載事項を規定しているか	A	
17	就業規則は所轄の監督署へ届け出ている。	A	
18	就業規則は、過半数代表者の意見書を添付して作成、変更の届出をしているか	A	
19	就業規則は労働者に周知、自由に閲覧できるようにしている。	A	
20	就業規則に不適切な規定は存しない。	A	
21	就業規則の内容が最新の法改正に対応している。	B	賃金規程に月 6 0 時間を超える法定時間外労働に関する割増率が記載されていないので記載すること 割増賃金は適切に支払われていることを確認済み 【根拠条文等】 労働基準法第 8 9 条第 2 号等

(3) 労働環境向上に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
22	有給休暇の取得促進の措置を講じている	A	
23	育児、介護休業規程が整備され、仕事との両立支援を講じているか	B	育児休業・介護休業に係る改正事項が規程に反映されていないので改訂すること 令和 7 年 4 月 1 日の法改正のタイミングに合わせて改訂することを推奨 【根拠条文等】 育児休業・介護休業法第 9 条の 2 等

24	一般事業主行動計画が策定・届出されているか（一定規模以上の事業主）	A	
25	ハラスメントを予防する取り組みを行っている。	A	
26	障がい者雇用の取り組みを行っている（法定雇用率以上の従業員を雇用する事業主）	A	

（４）３６協定届に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
27	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由が適正である。	A	
28	休日労働をさせる必要がある具 体的事由が適正である。	A	
29	1日の延長時間を超える時間外 労働の状況。	A	
30	1か月(1日を超え3か月以内 の期間)の延長時間は、限度時 間内が記載され、実際に限度時 間内である。	A	
31	1年の延長時間は限度時間内が 記載され、実際に限度時間内 である	A	
32	起算日が明記されている。	A	
33	36協定の有効期間は1年以内 となっている。	A	
34	36協定の締結当事者である労 働者の過半数代表者は適正な方 法で選出されている。	A	
35	特別条項付36協定を締結し、 適正の範囲内で延長時間を延長 している。	A	
36	特別条項付36協定の場合、具 体的な手続き、回数、適用する 割増賃金率が明記されている。	A	

37	特別条項に基づく時間外労働は、協定に定められた特別延長の手続きを経ているか	A	
38	時間外労働が限度時間を超えて特別に延長された場合、健康福祉確保措置は実施されているか。	A	
39	3 6 協定を協定期間開始前に届け出ている。	A	
40	3 6 協定は事業場または事業毎に締結している。	A	
41	3 6 協定は事業場または事業毎に備え付けられている。	A	
42	3 6 協定内容は労働者に周知され、自由に閲覧できる。	A	

(5) 労働時間管理に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
43	出社時刻、退社時刻を適正（客観的方法）により管理している。（出勤簿、タイムカード、自己申告制などの方法）	B	休憩は、法定どおりに付与していることを確認できたが、日時勤怠からは休憩を取得した時間を確認できないので、日時勤怠に休憩時間を記録すること 【根拠条文等】労働基準法第 3 4 条第 1 項等
44	労働時間について、直属の上司が把握している。	A	
45	記録が適正に保存されている。（保存義務 3 年）	A	
46	労働基準法に規定する管理監督者の範囲は、適正か。	A	

(6) 賃金に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
47	労働報酬下限額適用契約において、新宿区長告示の労働報酬下限額を上回っている。	A	
48	賃金は、事業所所在地の最低賃金額を上回っている。	A	
49	労働報酬下限額適用契約において、新宿区長告示の労働報酬下限額及び国が定める最新の公共工事設計労務単価を基準に支払っている。	A	

(7) 賃金支払に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
50	賃金は、通貨で労働者に直接支払われている。	A	
51	賃金は、毎月1回以上一定期日に全額支払われている。	A	
52	出来高払制、歩合制の場合、一定額の賃金が保証されている。	—	出来高制、歩合制による賃金がないことを確認した

(8) 従事者の賃金単価に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
53	月給制の場合、1か月平均所定労働時間の算出方法が適正である。	A	
54	賃金単価の計算方法が適法となっている。	A	

(9) 時間外割増賃金に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
55	割増賃金の基礎賃金を適正に算出している。(分子)		
56	1か月の所定労働時間を適正に算出している。(分母)	B	1か月平均所定労働時間が、本社勤務者に適用されるルールで計算されているので、本業務に従事する者に関する取扱いを確認すること 【根拠条文等】 労働基準法第89条第2号等
57	時間外労働時間数に適正な割増率を乗じている。	A	
58	休日労働時間数に適正な割増率を乗じている。	A	
59	深夜労働時間数に適正な割増率を乗じている。	A	
60	定額残業代を採用している場合、定額部分を超える時間外労働時間数をカウントしている。	—	定額残業制を導入していないことを確認した
61	1週間の労働時間で40時間を超える部分について、割増賃金として算出している。	A	

(1 0) 法定帳簿に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
62	賃金台帳の法定項目が整えられており、記録が適正である。	A	
63	出勤簿またはタイムカードの所定の項目が整えられており、記録が適正である。	A	
64	出勤簿において、労働時間の切捨ては行われない。	A	
65	労働者名簿の法定項目が整えられており、記録が適正である。	A	

66	個人情報保護法に従って、各帳簿が保管されている。（保管場所に鍵等が掛かっている）	A	
----	--	---	--

（１１）労災保険に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
67	全ての労働者に労災保険が適用されることを、理解し認識している。	A	
68	複数の事業所がある場合、個別に労働保険関係成立届を提出している。または継続事業の一括申請をして、監督署から認可を得ている。	A	
69	元請の建設業の場合、一括有期事業または単独有期事業の保険関係が成立している。	—	本業務は建設事業に該当しないので評価の対象外である
70	建設業の事務所は、建設現場とは別の労働保険関係が成立している。	—	本業務は建設事業に該当しないので評価の対象外である
71	労災事故が発生した場合、適正に対応する連絡体制が整っている。（労災隠しはしていない。）	—	本業務において労災事故が発生していないことを確認した
72	労働保険料の申告手続きが適正である。（賃金総額の漏れが無い。）	A	
73	出向者の保険料の取扱いが適正である。	—	本業務に出向者が従事していないことを確認した

(1 2) 雇用保険に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
74	雇用保険の被保険者要件に該当する者は、アルバイト・パートでも、被保険者資格を取得している。	A	
75	出向者の雇用保険の取扱いが適正である。	—	本業務に出向者が従事していないことを確認した
76	1週間の所定労働時間が20時間以上の者、かつ、31日以上雇用見込者は、雇用保険に加入している。	A	
77	離職票の離職理由が事実に基づいており、離職者へ適正に交付している。	A	
78	雇用保険の雇用継続給付申請を適正に行っている。	A	

(1 3) 健康保険に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
79	常用的使用関係がある者は、健康保険被保険者資格を取得している。または健保の適用除外が認められている。(建設国保組合加入者など)	A	
80	75歳未満の役員は、健保被保険者になっている。	A	
81	健保の被扶養者要件を、適正に判断している。	A	
82	標準報酬月額算出方法が適正である。	A	
83	短時間労働者の健保厚年被保険者資格の該当・非該当が適正である。	A	

(1 4) 厚生年金保険に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
84	常用的使用関係がある者は、厚生年金被保険者資格を取得している。	A	
85	70歳未満の役員は、厚年被保険者になっている。	A	
86	賞与支払届の標準賞与額の算出が適正である。	A	
87	算定基礎届、月額変更届の内容が適正である。	A	

(1 5) 安全衛生・健康診断に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
88	定期健康診断の結果を、健康診断個人票として作成し保管している。（労働安全衛生規則第51条）	B	定期健康診断の受診率が低いので、受診率の向上に向けた取組みをすること 【根拠条文等】 労働安全衛生法第66条第1項等
89	異常の初見があると診断されたとき、必要な措置が講じられている。	A	
90	安全衛生管理体制が、適正に整備されている。	A	
91	安全衛生教育、健康教育が行われている。	A	
92	受動喫煙対策が講じられている。	A	
93	常時50人以上を使用する事業所では、定期健康診断結果報告書を届け出ている。	A	

(1 6) 衛生管理者、産業医等に関する事項

常時使用する労働者が50人以上の事業所が対象となります。

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
94	衛生管理者を選任して、監督署へ届け出ている。	A	
95	産業医を選任して、監督署へ届け出ている。	A	
96	衛生委員会を開催し、会議録等を保管している。	B	令和6年度は衛生委員会の開催実績がないので開催すること 【根拠条文等】労働安全衛生法第18条第1項等
97	ストレスチェックを1年間に1回実施し、実施状況の報告書を監督署へ提出している。	A	
98	建設・運送・清掃・製造業他の該当業種においては、安全管理者を選任して、監督署へ届け出ている。	—	左記業種に該当しないので、安全管理者を選任し、届け出る義務はない

(1 7) 下請負者の労働条件に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
99	適切な金額で契約されている	—	本業務を下請負者に委託していないことを確認した
100	元請負者と下請負者が混在している職場の場合、元請負者従業員と同様の労働条件が確保されている。	—	本業務を下請負者に委託していないことを確認した
101	下請負者の従業員の労働条件が、適正であることを確認している。	—	本業務を下請負者に委託していないことを確認した
102	下請負者が、社会保険、雇用保険への適用事業者であることを確認している。	—	本業務を下請負者に委託していないことを確認した

103	下請負者の従業員が、社会保険、雇用保険の被保険者になっていることを確認している。	—	本業務を下請負者に委託していないことを確認した
104	下請負者の３６協定届を確認している。	—	本業務を下請負者に委託していないことを確認した

(1 8) 人員配置の確認に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
105	仕様書に記載されている人員が適切に配置されている。	A	本社に総括責任者、現場に連絡責任者を選任したうえで、仕様書に記載されている人員が配置されていることを確認した 【根拠条文等】 新宿区安全安心パトロール隊業務の委託に関する仕様書「６」、「７」
106	人員が不足することが明らかになった場合、速やかに区と協議をしている。	A	
107	適切な人員配置が行われているかのチェック体制が整っている。	A	

評価凡例	
A	法令通り、適正に運用
B	一部改善を要する
C	法定書類又は運用に改善を要する
D	未確認、未整備、不明で改善を要する
—	評価の対象となる事実なし（問題となる事実なし）

3．委託契約書の定めに基づく確認準備書類

(1) 労働基準関係

準備書類	備考欄
就業規則一式	給与規程、育児介護休業等規程など、別に規程がある場合は、それらを全て含めてご用意ください。
36 協定（時間外・休日労働協定）届	・締結している場合 ・所轄労働基準監督署の受理印があるもの
調査対象の契約業務に携わる従業員の労働条件通知書または雇用契約書（在籍者）	個人情報削除 / 氏名は A さん、B さん等記載
調査対象の契約業務に携わる従業員の出勤簿（令和 6 年 4 月から直近のもの）	出勤簿はタイムカードでも可（個人情報削除したもの / 氏名は A さん、B さん等記載）
調査対象の契約業務に携わる従業員の給与台帳（令和 6 年 4 月から直近のもの）	賃金台帳は給与明細でも可（個人情報削除したもの / 氏名は A さん、B さん等記載）
調査対象の契約業務に携わる従業員の労働者名簿（在籍者）	
年次有給休暇管理簿の写	
調査対象の契約業務に携わる従業員にかかる労使協定	各種労使協定を締結していれば、協定期間中のもの（一斉休憩の適用除外における労使協定書・賃金控除に関する協定書・育児介護休業適用除外の協定等）
調査対象の契約業務に携わる従業員の年次有給休暇管理表または年次有給休暇の取得状況が判るもの（在籍者）（令和 5 年度のもの）	
調査対象の契約業務に携わる従業員の銀行振込依頼書及び給与の口座振込に関する同意書	

(2) 各種公的保険関係

準備書類	備考欄
健康保険・厚生年金保険算定基礎届控	
調査対象の契約業務に携わる従業員の健康保険・厚生年金保険の諸手続き控	算定基礎届、資格取得届、喪失届、賞与支払届
労働保険料申告書（年度更新手続）及び領収証の控	受付印付
労働保険継続事業一括認可等通知書	複数の事業所があり、継続事業の一括認可申請をしている場合
雇用保険適用事業所台帳	
調査対象の契約業務に携わる従業員の雇用保険諸手続控	雇用保険取得届、喪失届、離職票

(3) その他

準備書類	備考欄
調査対象の契約業務に携わる従業員の雇入時健康診断票、定期健康診断結果報告書および健康診断個人票	定期健康診断結果報告書は常時 50 人以上を使用している事業所
衛生管理者、産業医の届出控	常時 50 人以上の労働者を使用している事業所
高年齢者雇用状況報告書	所轄ハローワークへ提出している場合
障害者雇用状況報告書	所轄ハローワークへ提出している場合
次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画届出書の写	次世代法：法人全体で労働者 101 名以上の企業 女性活躍推進法：同 301 名以上の企業
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	ストレスチェック実施報告書・所轄労働基準監督署へ提出している場合
メンタルヘルスケア（従業員の心の健康保持・増進のための取り組み）周知のための書面（冊子、マニュアル等）	

会社の組織図	作成している場合
--------	----------

(4) 仕様書関連（仕様書で定めている人員（ポスト数等）の履行状況）

準備書類	備考欄
調査対象の契約業務に携わる従業員のシフト表、業務日報等（令和6年4月から直近のもの）	委託業務にかかる就業実態の分かるもの（提出いただく出勤簿と同一の人）

以上